

Ⅲ 公共交通機関に付帯する施設

Ⅲ-A バス停留所

整備の基本的考え方

(1) 障がい者や高齢者などが安全かつ快適に利用できるように配慮する。

① 【上屋・ベンチ等】

・バス停留所には、上屋・ベンチを設置する。

② 【歩道上の乗り場標示】

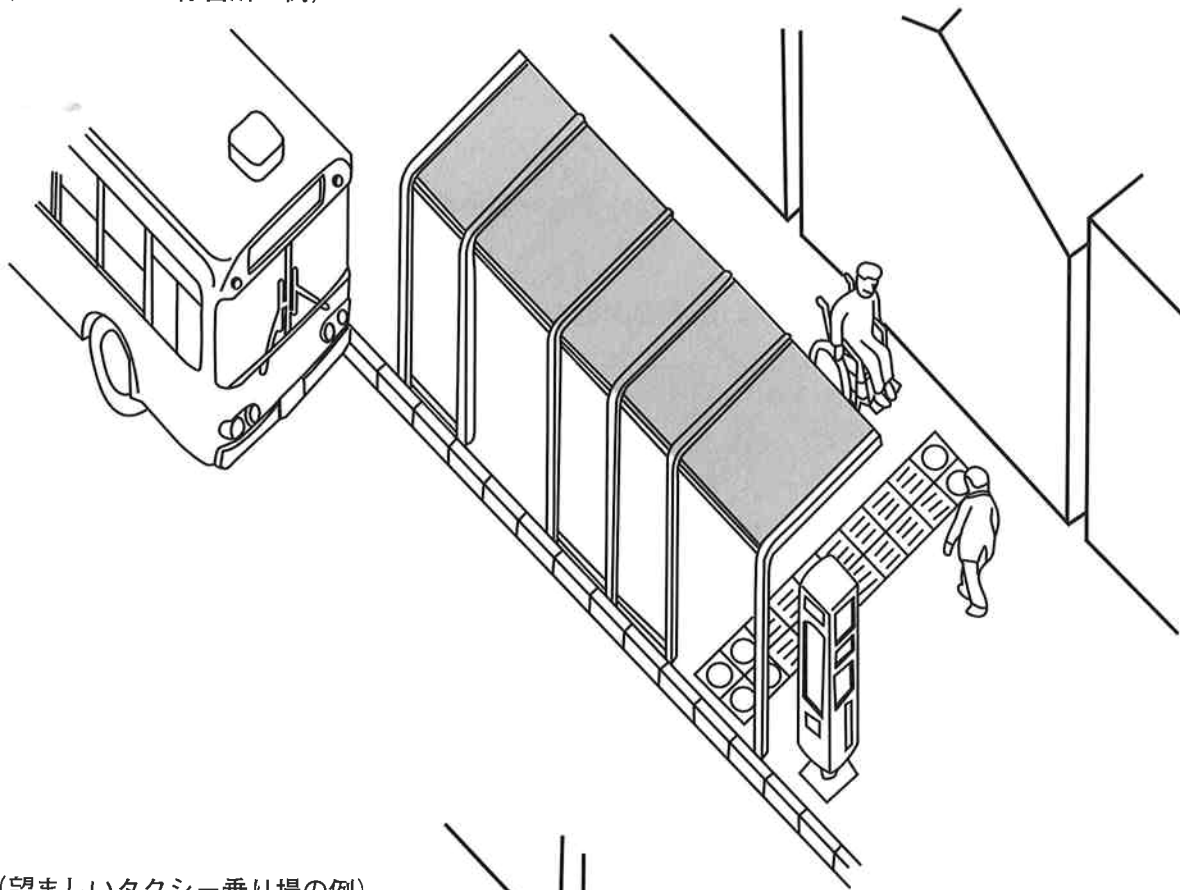
・歩道上には、視覚障害者誘導用ブロックにより、バス停留所の乗り場標示を行う。

・乗り場標示は、歩道幅員が広い場合は、線状ブロックと点状ブロックにより標示し、狭い場合は点状ブロックにより標示する。

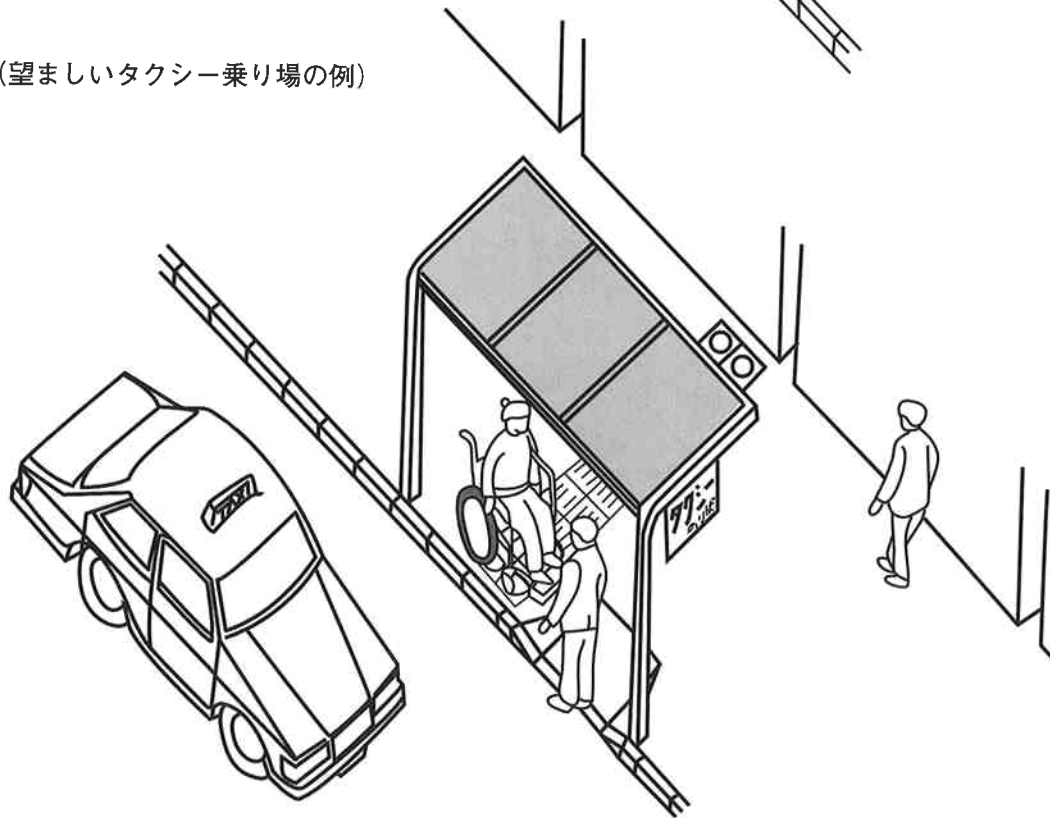
③ 【行先案内等】

・停留所の案内板には、バスの行き先、運行系統、時間表などを点字も併用して標示する。

(望ましいバス停留所の例)



(望ましいタクシー乗り場の例)



(注) 上屋を道路等に設置する場合には
道路管理者と交通管理者の同意及
び建築確認(又は計画通知)が必要
となる。